

平成30年度9月補正予算債務負担行為の概要

事業名	担当課
指定管理者制度に基づき指定管理者に委託する鳥取市営サッカー場バードスタジアム及び千代川倉田緑地の管理運営費	生涯学習・スポーツ課 都市環境課

[単位:千円]

限度額	期間	財 源 内 訳				
		国	県	起債	その他	一般財源
255,986	平成 31 年 ～ 35 年度					255,986

[事業の目的]

地方自治法第244条の2第3項、鳥取市営サッカー場の設置及び管理に関する条例、鳥取市都市公園条例及び鳥取市公の施設に係る指定管理者の指定の手続きに関する条例の規定に基づき指定管理者制度を導入することで、民間事業者等の創意と工夫に基づいた管理運営によるサービス向上及び効率化を図る。

[事業の内容]

指定管理者に以下の業務を委託する。

- 鳥取市営サッカー場バードスタジアム及び千代川倉田緑地の利用に関する業務(利用申込みの受付、施設案内、スポーツの指導、利用料金の徴収等)
- 鳥取市営サッカー場バードスタジアム及び千代川倉田緑地の施設及び設備の維持管理に関する業務(施設の清掃、保安警備、保守管理等)
- その他、施設の管理上市長が必要と認める業務

[これまでの関連する取組み]

平成18年度 指定管理者制度へ移行(3年間)
 平成21年度 指定管理者制度の更新(5年間)
 平成26年度 指定管理者制度の更新(5年間)

現指定管理者 一般財団法人 鳥取県サッカー協会
 前回債務負担額 平成26～30年度 245,542千円
 指定管理料 H26:49,108千円 H27:48,121千円 H28:48,121千円 H29:48,121千円
 H30:48,121千円(予定) 計:241,592千円

[今後の取組み]

- 9月議会で債務負担行為の議決を得た後のスケジュールは次のとおり。
1. 公募を実施。
 2. 指定管理者選考委員会を開催し、指定管理者候補者の選定。
 3. 12月議会で指定管理者の指定議決。
 4. 12月議会議決後、指定管理者の指定及び告示。
 5. 3月中に基本協定書の締結。
 6. 4月1日より管理開始。